

初診時・再診時の選定療養費改定 のお知らせ

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、
200床以上の地域医療支援病院に義務付けられている、
紹介状を持たずに受診した場合に徴収する**定額負担
(選定療養費)の額が変更**となります。

つきましては、次のとおり変更しますのでお知らせします。

初診時の選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者さんに、
通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

令和4年10月1日より変更

医科・歯科とも

7,700円 (税込)

再診時の選定療養費

他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介状を持たずに
当院を再診した場合、通常の診療費とは別にご負担いた
だく費用です。

令和4年10月1日より変更

医科・歯科とも

3,300円 (税込)



地方独立行政法人 堺市立病院機構

堺市立総合医療センター

SAKAI CITY MEDICAL CENTER